

衆議院法務委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 3 月 18 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（前回の政府答弁に係る追加質疑）

- ・宮下内閣府副大臣から発言がありました。
- ・森法務大臣、宮下内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）山尾志桜里君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

山尾志桜里君（立国社）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言と放送法の関係

- ア 3 月 13 日の午前中の参議院内閣委員会では撤回しなかった民放に対する放送内容の指示は可能とした同月 11 日の本委員会での答弁を宮下内閣府副大臣が同月 13 日の午後の本委員会の理事会において撤回するに至った経緯
- イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法が定める権限が放送法第 3 条の「法律に定める権限」に該当するか否かについての確認
- ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて民放の放送内容を干渉・規律することはできないことの確認
- エ 同法に基づいて民放の放送内容を干渉・規律することはできないとする現在の政府解釈が将来変更されて放送内容の規律が可能となる余地の有無
- オ 法改正を経ずに法解釈のみにより新型インフルエンザ等対策特別措置法と放送法第 3 条の関係の解釈変更が行われる法的余地の有無についての内閣法制局の見解
- カ 政権の変化や社会情勢の変化による当該解釈の変更の可能性について、内閣府副大臣は答えることができないことについての確認
- キ 当該解釈の変更には法改正が必要不可欠か否かについての確認

藤野保史君（共産）

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法と放送法の関係
 - ア 放送法第 3 条に規定する「法律に定める権限に基づく場合」の具体例
 - イ 平成 24 年 3 月 28 日の衆議院内閣委員会において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関については災害対策基本法と国民保護法の良いところを取り入れた旨を政府が答弁した事実の確認
 - ウ 国民保護法の良いところを取り入れたのであれば、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関には国民保護法と同様に民間放送事業者が含まれると解釈される可能性
 - エ 撤回した 3 月 11 日の本委員会における内閣府副大臣の答弁と同趣旨と思われるその前の答弁を撤回しないこととした理由
- (2) 検察官の定年延長等を内容とする検察庁法の改正を含む国家公務員法等改正案
 - ア 1 月 23 日の法務省と内閣人事局との協議後に検察庁法改正案第 22 条第 2 項以下の勤務延長に関する条文案が追加されたことの確認
 - イ 検察庁法第 22 条の改正内容
 - a 定年退職の特例を定めた改正後の国家公務員法第 81 条の 7 の読替え規定を置く理由
 - b 同条の「人事院規則で」「人事院の承認を得て」を読み替えることとした理由
 - c 同条の「人事院規則で」を「内閣が」と、「人事院の承認を得て」を「内閣の定めるところによ

り」と読み替えることとし、人事院の承認等が必要な事項について内閣が定めることとした理由

串田誠一君（維新）

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法と放送法の関係

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法第33条の「必要な指示をすることができる」との規定が放送法第3条の「法律に定める権限」に該当すると条文上は解釈し得ることについての内閣府副大臣の見解

イ 政権交代を理由として法律の解釈変更を行うことが許されるか否かについての内閣府副大臣の見解

ウ 法律の解釈変更を行う際における法改正の要否の判断基準

(2) 検察官の勤務延長

ア 社会情勢によって法律の解釈変更ができるのであれば、法案審議において複数の解釈が可能な条文の文言について政府が将来も解釈変更をしない旨の答弁を行った場合には、解釈変更ができないように法案の修正を行う必要性

イ アの答弁で法務大臣が言及した「立案者」の意味

ウ 検察官の勤務延長についての解釈変更の理由となった社会情勢の変化として挙げられた森法務大臣の個人的見解が撤回されたことから、この社会的情勢の変化には内容がなくなったことに鑑みると、政府は国会で質疑された法解釈の内容であっても単に社会情勢の変化があったと言えさえすればいつでも変更し得るとの理解に対する法務大臣の見解

エ 内閣の一員である閣僚の汚職事件の捜査を担当している検察官の勤務延長を当該内閣が認める可能性についての法務大臣の見解

オ 検察官の勤務延長制度の導入により検察官に対する国民の信頼が損なわれる可能性についての法務大臣の見解

2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

・森法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。